

令和8年度 学校法人鈴鹿享栄学園教員募集要項 (第2回)

職 種	教諭	
校 種	中等教育学校、高等学校	
教科等	社会 (地理・世界史・公民)	
採用人数	若干名	
採用予定	令和8年4月1日	
応募資格	中学校教諭普通免許状及び高等学校教諭普通免許状の両方を有する者 (令和8年3月取得見込者も可)	
勤務場所	鈴鹿中等教育学校、鈴鹿高等学校	
基本給等	本学園規程による。(令和8年度新卒者初任給：基本給262,000円+固定残業代18,340円)	
各種補助	扶養補助、住宅補助、通勤補助等	
賞 与	本学園規程による。	
休 日	土曜日・日曜日 (学校行事等による振替勤務あり)、国民の祝日、夏期・冬期休暇、年末年始	
休 暇	<p>年次有給休暇・時間単位年休、特別休暇 (産前産後休業等、母性健康管理のための休暇等、育児時間、生理休暇、看護休暇、介護休暇、慶弔休暇、災害休暇、公用休暇、指定休暇) 療養休暇、代替休暇、◎子の看護休暇、◎養育両立支援休暇 等</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>◎ 子育て支援のための環境づくりに積極的に取り組んでいます。 (別紙詳細)</p> </div>
福利厚生	<p>日本私立学校振興・共済事業団 (健康保険・年金)、雇用保険、労災保険、健康診断、人間ドック補助制度 (35歳以上)、資格取得奨学金制度、各種研修参加補助制度、介護休業、◎育児休業 (最長小学校就学前まで)、◎短時間勤務、◎時差出勤 等</p>	
選考方法 日程等	<p>・応募締切 → 令和7年10月1日 (水) 12時まで ※郵送・メール登録ともに</p>	
	<p>・書類選考 → 結果は10月2日 (木) までにメールにて通知いたします。</p>	
	<p>・選考試験 専門科目試験、教職教養等 (主として教育法規)、適性検査、面接、模擬授業</p> <p>(1) 試験日：令和7年10月5日 (日)</p> <p>(2) 場 所：鈴鹿高等学校 (詳細は別途ご案内いたします)</p> <p>(3) 持参物：筆記用具、上履き</p> <p>→ 結果は10月10日 (金) 迄にメールにて通知いたします。</p>	
	<p>・最終面接</p> <p>(1) 試験日：令和7年10月18日 (土)</p> <p>(2) 場 所：鈴鹿高等学校 (詳細は別途ご案内いたします)</p> <p>(3) 持参物：上履き</p> <p>→ 結果は10月24日 (金) 迄にメールにて通知いたします。 (採用内定者には、後日書類にて通知を送付いたします)</p>	
<p>※上記日程は変更となる場合があります。その場合は受験者に直接メールでご連絡いたします。</p>		
申込 手続き	<p><メールアドレス登録> (必須)</p> <p>採用試験に関する諸連絡をすべてメールにて行いますので、 右の2次元コードを読み取り入力フォームに必要事項を記入の上 送信してください。</p> <p>(記載事項) ①名前 ②メールアドレス ③受験教科/科目 ④書類の送付日 ⑤電話連絡先</p> <p>※郵送到着日までに必ず登録をしてください。</p> <p>(2次元コードが読み込めない場合はこちらのURLよりフォームを開いて入力してください) https://forms.gle/5pz7yrMbUhT25XF88</p>	
	<p><提出書類></p> <p>①履歴書、②採用試験申込書、③教員免許状写</p> <p>※①②は本校所定様式のためHPよりダウンロードしプリントアウトしてください (A4片面)</p> <p>※新卒者の方は、③が取得前のため提出は不要とします。</p> <p>※提出書類に虚偽の内容を記載したり、本年度末までに免許が取得できない方は、採用内定を取り消す場合があります。</p> <p>※提出書類に記載された個人情報、目的以外に利用することはありません。</p> <p>※応募書類は、返却いたしません。</p> <p>※第1回選考試験 (令和7年7月実施) を受験された方は、申し込みできません。 (郵送先)</p> <p>〒513-0831 三重県鈴鹿市庄野町1260 学校法人鈴鹿享栄学園 事務局 採用担当者 宛 (直接持参も可)</p> <p>※封筒の表に「採用関係書類在中」と朱書きしてください。</p>	
問合せ先	<p>担当：教頭 大西 正人 (おおにし まさと)</p> <p>Tel 059-378-0307 Fax 059-370-0875</p>	



子育て支援のための環境づくり

本学園は、仕事と家庭の両立をできるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方改革を実現するための拡充措置を令和7年4月より行っています。

○拡充措置の概要

(1) 育児休業

- ・ 小学校就学前までに拡大（これまで3歳未満）

(2) 子の看護等休暇

- ・ 小学校3年生修了までに拡大（これまで小学校就学前）
- ・ 入学式、卒園式も新たに対象とする。

(3) 養育両立支援休暇

- ・ 学園独自に小学校3年生修了まで拡大（法は学校就学前）（新設）
- ・ 年15日まで拡大（法は年10日以上）
- ・ 令和7年4月1日から前倒し実施（法は令和7年10月1日施行）

(4) 短時間勤務

- ・ 令和7年4月1日から前倒し実施（法は令和7年10月1日から施行）

(5) 時差出勤

○子育てが一段落した方について

学校現場から離れて自信がない方には、研修を受けていただくことも可能です。
何なりとご相談ください。

以 上